

内部監査規程を次のように制定する。

令和8年規程第 号
令和8年 月 日制定
経営委員会

内部監査規程

（内部監査の目的）

第1条 内部監査は、監査室が独立した、かつ、客観的な立場で、リスクアセスメントの結果に基づき監査の対象を決めたうえで、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の業務が適正に行われているかどうかについて監査を実施することにより、管理運用法人の中期目標達成に資することを目的とする。

（グローバル内部監査基準への準拠）

第2条 監査室が内部監査を実施するに当たっては、内部監査人協会が定めたグローバル内部監査基準に準拠するよう努めるものとする。

（内部監査の対象）

第3条 内部監査の種類は保証と助言とし、内部監査の対象となる業務は、組織規程第8条に規定する部、室及び事務室の業務とする。ただし、監査委員会事務室の業務の内部監査については、あらかじめ監査委員会の同意を得て年次内部監査計画（監査室が毎年度作成する監査計画をいう。以下同じ。）において定められた範囲で実施するものとする。

（内部監査の実施に際しての留意事項）

第4条 監査室が内部監査を実施するに当たっては、他の部門から独立して行うとともに、公正かつ不偏の態度及び客観性の保持に努めなければならない。

（監査委員会との関係）

第5条 監査室長は、年次内部監査計画の策定（年次内部監査計画の重大な変更を含む。）をしようとする場合には、あらかじめ、監査委員会の同意を得なければならない。

2 監査室長は、年次内部監査計画に基づき内部監査を実施した場合には、その都度、内部監査の結果を監査委員会に報告しなければならない。

3 理事長は、監査室長に係る人事異動をしようとする場合には、あらかじめ、監査委員会に意見を聴かななければならない。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、理事長は必要に応じて、本規程の下位規程を定める。

（規程の制定又は改廃）

第7条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

内部統制の基本方針（平成 31 年規程第 17 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 月 日改正
経営委員会

新	旧
1 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制 (1) ～ (8) 略 (9) 監査室の設置 理事長は、管理運用法人の業務の内部監査等を行わせるため、監査室を設置する。監査室は、<u>経営委員会が定める内部監査規程等</u>に基づき、内部監査を実施し、その結果を理事長及び監査委員会に報告する。 2 ～ 11 略 12 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (1) 及び (2) 略 (3) 監査室との連携 監査室長は、<u>内部監査規程第 5 条第 1 項の年次内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を監査委員会に都度報告する。</u> (4) 及び (5) 略 13 及び 14 略	1 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制 (1) ～ (8) 略 (9) 監査室の設置 理事長は、管理運用法人の業務の内部監査等を行わせるため、監査室を設置する。監査室は、<u>理事長が定める監査細則</u>に基づき、内部監査を実施し、その結果を理事長及び監査委員会に報告する。 2 ～ 11 略 12 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (1) 及び (2) 略 (3) 監査室との連携 監査室長は、<u>期初に内部監査の方針、計画について監査委員会と事前協議を行い、内部監査結果を監査委員会に都度報告する。</u> (4) 及び (5) 略 13 及び 14 略

附 則（令和 8. . 改正）
この改正は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。